

重点事項推進WG横断的的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	税理士
2. 所管府省庁	財務省(国税庁)
3登録・入会制度について	
①登録者数	税理士:69,181名、税理士法人:1,065社(平成18年2月末現在)
②登録先	日本税理士会連合会
③登録審査の実施者	日本税理士会連合会
④入会の強制有無	有
⑤団体の法的根拠	税理士法第49条の13
⑥強制加入としている場合のその理由	<p>税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図る(税理士法第1条)という公共的使命を担っており、税理士としての資質を担保するため、日本税理士会連合会は、税理士の登録に関する事務及び税理士等に対する指導・連絡・監督に関する事務を行っている(税理士法第49条の13)。</p> <p>税理士制度の適正な運営の確保のためには、これらの事務の実効性を確保する必要があり、そのためには、全国斉一的・一元的に行う必要があることから、強制加入としている。</p>
⑦設立の目的	税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする(税理士法第49条の13第2項)。
4. 報酬規定について	
①報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	<p>無 撤廃時期:平成14年3月末(平成14年4月1日改正税理士法施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧税理士法第49条の2第2項第7号(報酬の最高限度額の税理士会会則への記載) ○ 日本税理士会連合会会則 「税理士の業務報酬の最高限度額に関する基準」
②報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	<p>無</p> <p>報酬規定や目安となる規定は作成していないが、報酬についての考え方や報酬規定の様式を取りまとめた指針を平成14年2月に作成している。</p>
③報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	未把握

<p>5. 広告規制について</p> <p>①広告規制の有無 有の場合その記載箇所、内容及び規制の理由</p>	<p>無</p> <p>「〇〇税理士会綱紀規則(準則)」の第18条第1項において「会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。」と規定し、広告は原則として自由化されている。 しかし、虚偽・誇大広告等から利用者を保護する観点から、「〇〇税理士会会員の業務の広告に関する細則(準則)」を定め、原則自由の例外としてネガティブリストを設けている。</p>
<p>6. 資格取得試験について</p> <p>①試験について規定する根拠法令</p>	<p>税理士法 第5条～第13条</p>
<p>②受験者及び合格者数の推移(10年間)</p>	<p>税理士試験は科目合格制を採っており、各年度の受験者数、合格者数及び合格率等は別紙のとおり。</p>
<p>③合格率が大幅に変わっている場合その理由</p>	<p>各年度の合格率に大きな変化はない。</p>
<p>④現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応</p>	<p>所得税の確定申告時期等、税理士が一時的に不足する場合などがあることから、税理士法第50条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可などにより対応しているところである。</p>
<p>⑤資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)</p>	<p>現在、税理士試験について資格取得の容易化の観点から検討している事項はない。 (参考) 税理士試験は科目合格制を採っており、過去に合格した科目は申請により試験を免除される。また、試験問題の持ち帰りを認めている。</p>
<p>⑥関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容</p>	<p>公認会計士試験と相互に科目免除を行えるよう規定されている。 具体的には、 ・税理士試験の簿記論、財務諸表論の2科目合格者について、公認会計士試験の短答式試験の財務会計論を免除。 ・税理士となる資格を有する者について、公認会計士試験の論文式試験の租税法を免除。 ・公認会計士試験合格者又は論文式試験の会計学合格者について、税理士試験の簿記論及び財務諸表論の2科目を免除</p>
<p>⑦受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容</p>	<p>無</p> <p>なお、平成13年の税理士法改正により、職歴による受験資格について従事年数を見直すなどの措置を講じたところである。</p>

<p>7. 罰則規定について</p> <p>①懲戒処分権者</p>	<p>財務大臣</p>
<p>②懲戒の内容</p>	<p>戒告、1年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止</p>
<p>③懲戒となる行為</p>	<p>①故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は脱税相談をしたとき(税理士法第45条第1項) ②相当の注意を怠り、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき(同条第2項) ③税理士法第33条の2の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき(同法第46条) ④税理士法、国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき(同条)</p>
<p>④資格者団体による懲戒 (法的な懲戒処分との整合)</p>	<p>○日本税理士会連合会:訓告(会則第72条第1項) ○税理士会 :訓告又は1年以内の会員権の停止 (○○税理士会会則(標準会則)第49条第1項) 当該処分は、日本税理士会連合会等の設立目的(税理士法第49条の13第2項及び第49条第6項)に従い、会員である税理士に対する監督の一環として行われるものである。 なお、懲戒処分との整合性について、特段の定めはない。</p>
<p>⑤資格者団体による懲戒となる行為</p>	<p>会員が税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則又は税理士会の会則若しくは規則に違反した場合</p>
<p>8. 免許の更新</p> <p>①更新制度の有無</p>	<p>無</p>
<p>②定期的な講習等の有無 その内容および頻度</p>	<p>無</p> <p>ただし、税理士会は、税理士法第49条の2第2項第6号(会員の研修に関する規定)に基づき、「○○税理士会研修細則」を定め、会員である税理士に対して、1年間に36時間以上の研修を受講するよう努力義務を課している。</p> <p>また、日本税理士会連合会では、税理士法第49条の14第1項第5号に基づき「研修規定」を作成し、税理士業務の改善進歩及びその資質の向上を図るために必要な研修に関する施策を実施している。</p>

(別紙)

受験者及び合格者数の推移

(単位:人、%)

試験年度(回)	受験者数 A	延受験科目数 B	合格者数 C	合格率 D(C/A)	延合格科目数 E	合格率 F(E/B)
8 (46)	53,137	81,577	1,022	1.9	10,253	12.6
9 (47)	52,032	78,273	968	1.9	9,727	12.4
10 (48)	51,773	78,412	1,025	2.0	9,494	12.1
11 (49)	52,477	79,441	1,052	2.0	9,343	11.8
12 (50)	52,567	78,329	1,076	2.0	9,710	12.4
13 (51)	50,677	74,481	1,085	2.1	9,945	13.4
14 (52)	52,560	76,709	1,074	2.0	10,541	13.7
15 (53)	55,175	81,170	1,193	2.2	13,563	16.7
16 (54)	56,126	82,649	1,090	1.9	10,478	12.7
17 (55)	56,314	84,379	1,055	1.9	11,202	13.3

税理士制度の概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており（税理士法第1条）、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

この税理士制度は、昭和17年制定の税務代理士法を基盤に、昭和26年に新たに税理士法が制定されたものである。その後、数次の改正を経て、平成13年には、税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、規制緩和の要請や納税者利便の向上と信頼される税理士制度の確立を目指す観点から、税理士法人制度の創設、税理士試験制度の見直しや新書面添付制度の創設等を内容とする改正（平成14年4月施行）が行われ、現在に至っている。

なお、税理士となる資格を有する者が税理士となるためには、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録を受ける必要があり、平成18年2月末日現在、69,181人が税理士名簿に登録を受けているほか、同日現在、1,065の税理士法人が設立されている。

日税連は、税理士法第49条の13の規定に基づき設立された税理士法上の特別法人であり、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

日税連の会員である税理士会は、その支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、全国で15会（東京局には3税理士会、名古屋局には2税理士会）が設立されており、その下に全国で496の支部が設置されている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とされている（財務省設置法第19条）ことから、税理士に対する指導・監督を行っており、税理士法に違反する行為等を行っている者に関する情報の収集に努めるとともに、必要に応じて税理士の業務の実態を確認し、税理士法に違反する行為等を行っている者に対しては、懲戒処分を行うなど厳正に対処することとしている。

関係法令等

【税理士制度の概要】

○ 税理士法（抄）

（税理士の使命）

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（日本税理士会連合会）

第四十九条の十三 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本税理士会連合会は、法人とする。

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

（税理士会）

第四十九条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。

2 税理士会は、会員である税理士の数が財務省令で定める数を超える場合には、財務省令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域（以下「指定区域」という。）を定めることを請求することができる。

3 国税庁長官は、前項の規定による請求があつたときに、財務省令で定めるところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。

4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けた税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。

5 前項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、その設立の時ににおいて、当該税理士会が設立された指定区域は第二項の規定による請求をした税理士会（以下この項において「前の税理士会」という。）が設立されていた区域から除かれるものとし、当該前の税理士会が設立されていた区域のうち当該指定区域以外の区域は第三項の規定により国税庁長官が定めたものとし、当該前の税理士会は前項の規定により設立されたものとする。

6 税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部（第四十九条の三第一項に規定する支部をいう。）及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

7 税理士会は、法人とする。

8 税理士会は、その名称中に税理士会という文字を用いなければならない。

○ 財務省設置（抄）

（任務）

第十九条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

【登録・入会制度】

○ 税理士法（抄）

（登録）

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

（税理士名簿）

第十九条 税理士名簿は、日本税理士会連合会に備える。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。

3 省略

（登録の申請）

第二十一条 第十八条の規定による登録を受けようとする者は、同条に規定する事項その他の財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

2 省略

（登録に関する決定）

第二十二条 日本税理士会連合会は、前条第一項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、かつ、第二十四条各号のいずれにも該当しない者であると認めるときは税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同条各号のいずれかに該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。この場合において、次条第一項の規定による通知に係る者につき登録をしようとするとき、又は登録を拒否しようとするときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

2～4 省略

【団体の法的根拠】

○ 税理士法（抄）

（日本税理士会連合会）

第四十九条の十三 全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本税理士会連合会は、法人とする。

4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

【広告規制】

○ ○○○税理士会綱紀規則（準則）（抄）

（業務の広告）

第18条 会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。

2 前項の広告に関し必要な事項は、細則で定める。

○ ○○税理士会会員の業務の公告に関する細則（準則）（抄）

別紙のとおり

〇〇〇税理士会会員の業務の広告に関する細則 (準則)

(平成14年3月25日
制 定)

(趣旨)

第1条 この細則は、〇〇税理士会綱紀規則第〇〇条の規定に基づき、会員の業務の広告に関し必要な事項を定める。

(業務の広告)

第2条 この細則において、広告とは、納税者の利便に資するため、会員が自己又は自己の業務に関する情報を開示する行為をいう。

2 会員は、広告するに当たっては、税理士の使命の理念を尊重するよう努めなければならない。

(禁止される広告)

第3条 会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実と合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 特定の会員又は会員の事務所と比較した広告
- (5) 法令又は日本税理士会連合会若しくは本会の会則及び規則に違反する広告
- (6) 税理士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第4条 会員は、次の事項を表示した広告をしてはならない。

- (1) 税務行政庁在職時の具体的役職名
 - (2) 委嘱者の氏名又は名称
 - (3) 現在取扱い又は委嘱されている事案
 - (4) 過去に取扱い又は委嘱された事案
- 2 前項第2号から第4号に掲げる事項については、委嘱者の書面による同意があるときは除く。

(有価物等の供与の禁止)

第5条 会員は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して広告をしてはならない。

(第三者の抵触広告に対する関与の禁止)

第6条 会員は、第三者が税理士の業務に関して行う情報の開示行為でこの細則に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又は関与してはならない。

(広告する税理士等の表示)

第7条 会員は、広告中にその氏名又は名称及び本会の会員である旨を表示しなければならない。

2 複数の会員が共同して広告するときは、代表する会員の氏名又は名称及び本会の会員である旨を表示することをもって足りる。

3 社会的儀礼の範囲内の広告及び事務所所在地案内等の広告については、前2項の規定を適用しない。第8条及び第9条においても、また同様とする。

(広告であることの表示)

第8条 会員が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

(保存義務)

第9条 広告をした会員は、次の各号に定めるものを、広告が終了したときから3年間保存(電磁的方法による記録等を含む。)しなければならない。

(1) 広告物又はその複製、写真等当該広告物に代わる記録

(2) 広告をした日時、場所、送付先等広告方法に関する記録

(3) 第4条第1項第2号から第4号に掲げる事項に関する同意を証する書面

(違反行為の排除等)

第10条 本会は、広告をした会員に対して、前条の記録等の提出を求めるほか所要の調査をすることができる。

2 会員は、前項の調査に協力しなければならない。

3 広告が第3条第1号に該当する疑いがあるときは、本会は、広告をした会員に対して、広告が事実合致していることを証明するよう求めることができる。

4 前項により証明を求められた会員が、広告内容につき事実合致していることを証明できなかったときは、当該広告が第3条第1号に該当するものとみなすことができる。

第9編 税理士会諸則に関する準則 (〇〇税理士会会員の業務の
広告に関する細則 (準則))

- 5 本会は、この細則に違反した会員に対し、違反行為の中止、排除、改善その他の必要な措置を命ずるとともに、違反行為の再発防止のための措置をとらなければならない。この場合、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 本会は、当該会員が前項の命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止、排除若しくは改善が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため、前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。
- 7 本会は、他の税理士会の会員について、この細則に違反する事実があると思われるときは、当該会員の所属税理士会に対して、その旨を通知することができる。

(常務理事会への委任)

第11条 この細則の解釈及び適用に関し必要な事項は、常務理事会の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

【資格取得試験】

○ 税理士法（抄）

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

- 一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者
 - イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務
 - ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務
 - ハ 銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務
 - ニ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの
 - ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務
 - ヘ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第五十七条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの
 - 三 司法試験に合格した者
 - 四 公認会計士法第八条第一項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者（当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）
 - 五 省略
- 2～4 省略

（試験の目的及び試験科目）

第六条 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。

- 一 次に掲げる科目（イからホまでに掲げる科目にあつては、国税通則法 その他の法律に定める当該科目に関連する事項を含む。以下「税法に属する科目」という。）のうち受験者の選択する三科目。ただし、イ又はロに掲げる科目のいずれか一科目は、必ず選択しなければならないものとする。
 - イ 所得税法
 - ロ 法人税法
 - ハ 相続税法
 - ニ 消費税法 又は酒税法 のいずれか一科目

- ホ 国税徴収法
 - へ 地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分又は地方税法のうち事業税に関する部分のいずれか一科目
 - ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分
- 二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論の二科目（以下「会計学に属する科目」という。）

（試験科目の一部の免除等）

第七条 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

2～5 省略

○ 税理士法施行規則（抄）

（試験科目の一部の免除の基準）

第六条 法第七条第一項から第三項まで及び第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、満点の六十パーセントとする。

○ 税理士法（抄）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一・二 省略

三 公認会計士法第三条に規定する公認会計士試験に合格した者又は同法第十条第二項の規定により公認会計士試験の論文式による試験において会計学の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、会計学に属する科目

四～十 省略

2 省略

○ 公認会計士法（抄）

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条

1 省略

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。

一 税理士法第三条第一項第一号若しくは第二号の規定により税理士となる資格を有する者又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の二科目について同法第七条第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得た者（同条第三項の規定により、同条第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。） 財務会計論

二・三 省略

3・4 省略

（論文式による試験科目の一部免除）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

一～五 省略

六 税理士法第三条第一項第一号又は第二号の規定により税理士となる資格を有する者 租税法

七 省略

2・3 省略

○ 税理士法（抄）

（試験の執行）

第十二条 税理士試験は、国税審議会が行う。

2 省略

○ 税理士法（抄）

（臨時の税務書類の作成等）

第五十条 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四条の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 略

○ 税理士法施行令（抄）

（臨時の税務書類の作成等を許可する役職員の属する法人その他の団体）

第十四条 法第五十条第一項ただし書に規定する政令で定める法人その他の団体は、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合及び商工会とする。

○ 税理士法（抄）

（税理士会の会則）

第四十九条之二 税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一～八 略

九 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定
以下略

【罰則規定関係】

1 懲戒処分

○ 税理士法（抄）

（懲戒の種類）

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

- 一 戒告
- 二 一年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

（脱税相談等をした場合の懲戒）

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（一般の懲戒）

第四十六条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

2 資格者団体による懲戒

○ 日本税理士会連合会会則（抄）

（税理士会の会員に対する監督）

第72条 本会は、税理士会の会員が法又は本会若しくは税理士会の会則に違反した場合には、当該税理士会の意見を徴したうえ当該会員を訓告することができる。

2～4 省略

○ ○○○税理士会会則（標準会則）（抄）

第49条 会長は、会員が税理士に関する法令、連合会の会則又は本会の会則若しくは規則に違反した場合は、理事会の議を経て当該会員を訓告し、又は1年以内の本会の会員として有する権利の全部又は一部を停止することができる。

2 前項に規定する本会の会員として有する権利は、本会から文書の送付を受ける権利、本会の施設を利用する権利、本会の会議に出席する権利並びに本会の役員を選挙する権利及び役員となる権利とする。

○ 税理士法（抄）

（日本税理士会連合会）

第四十九条の十三

1 省略

2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3・4 省略

（税理士会）

第四十九条

1～5 省略

6 税理士会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部（第四十九条の三第一項に規定する支部をいう。）及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

7・8 省略

【定期的な講習等の有無】

○ 税理士法（抄）

（日本税理士会連合会の会則）

第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一～四 省略

五 税理士会の会員の研修に関する規定

六 省略

2 省略

（税理士会の会則）

第四十九条の二

1 省略

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一～五 省略

六 会員の研修に関する規定

七～十一 省略

3 省略